

令和8年度事業計画書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

一般社団法人 茨城県トラック協会

1. 策定基調

我が国の経済は、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図るに当たり、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の考え方の下、経済財政運営を行う。戦略的な財政出動により官民が力を合わせ「危機管理投資」と「成長投資」を進めて社会課題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引上げ、「強い経済」を実現していくとしている。

このような状況を踏まえ、我が国の国民生活、産業活動のライフラインを守る重要な責務を担うトラック運送業界は、令和7年4月1日から施行された改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法（以下「改正物流関連二法」という。）への適切な対応を図るとともに、本年4月から一部が施行される改正貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（以下「トラック適正化二法」という。）に基づく委託次数の制限、違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り等については、会員事業者及び荷主等に対し適切に周知を図るとともに、安全、かつ、環境に優しいトラック輸送の実現に向け、人材確保等の諸課題を克服しながら公共的な使命の達成に全力を傾注するものである。

今後のトラック運送事業の発展、魅力ある事業の確立、社会的地位の向上を図るため、令和8年度事業として次の施策を積極的に展開していくこととする。

2. 施 策

※下線＝令和8年度新規事項

【最重点施策】

- (1) 運輸事業振興助成交付金制度の現状維持
- (2) トラック適正化二法、改正物流関連二法及び取適法への対応
- (3) 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- (4) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

- (5) 燃料高騰対策等の推進
- (6) 人材確保対策の積極的な推進
- (7) 高速道路通行料金の値上げ阻止、割引拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (8) 茨城県トラック総合会館の活用の促進

【重点施策】

- (1) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (2) 環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- (3) 自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化・軽減の実現
- (4) デジタル環境整備の推進
- (5) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (6) 安全性優良事業所認定取得（Gマーク制度）の促進
- (7) 働きやすい職場認証取得の促進

【その他】

- (1) 持続可能なトラック物流構築のための研究会の継続
- (2) 経営基盤強化対策事業
- (3) 各種輸送サービス向上対策のための広報事業
- (4) 社会的地位の向上推進事業
- (5) 各種部会運営の支援
- (6) 各種常設委員会の活性化
- (7) 事務局組織の活性化等
- (8) 協会会員の新規加入促進
- (9) 組織のあり方について
- (10) 新公益法人制度の対応
- (11) 庶務関係事項

3. 事業計画

【最重点施策】

(1) 運輸振興助成金交付金制度の現状維持（総務委員会）

- ・ 運輸振興助成金交付金が現状どおり適切に交付されるよう、上部機関（全日本トラック協会）と連携し要望活動を行う。

(2) トラック適正化二法、改正物流関連二法及び取適法への対応

（総務委員会・経営改善委員会・適正化事業運営委員会）

- ① トラック適正化二法に基づいて、今後、適正原価が告示され、併せて適正原価の遵守義務及び労働者処遇確保義務の規定に向け、適正な経営基盤の構築は必須であることから、原価計算算出等のコンサルタント事業を展開するとともに、茨城県支援事業（中小企業診断士伴走支援事業）とも連携し対応を図る。
- ② トラック適正化二法に基づいて、令和8年4月1日から施行される、委託次数の制限、違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り及び書面交付義務等の利用運送事業者への適用に関し、会員事業者及び荷主に対し、関係行政機関、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、セミナーを開催する等、周知徹底を図る。
- ③ 改正物流関連二法に基づいて、令和8年4月1日から施行される、特定事業者の指定、特定事業者に対する中長期計画の作成及び定期報告の義務付け等について、会員事業者及び荷主に対し、関係行政機関、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、セミナーを開催する等、周知徹底を図る。
- ④ 令和8年1月1日から施行された中小受託取引適正化法（取適法）について、会員事業者及び荷主に対し、関係行政機関、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、セミナーを開催する等、周知徹底を図る。
- ⑤ 上記に関連して、適正な価格転嫁、商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取組みを促進するため、関係行政機関、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、セミナーを開催する等、周知を図るとともに、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。
- ⑥ 「時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守」等長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めるため、茨城労働局、関東運輸局茨城運輸支局の支援を得て平成27年6月に設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善茨城県地方協議会」を通じて施策の推進を図る。

(3) 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進（交通環境対策委員会）

- ① 上部機関（全日本トラック協会）が設定する、全国統一した事故0（ゼロ）を目指す日に同調して、交通事故防止意識の醸成に努める。
- ② 関係法令の遵守、安全輸送確立、事故防止に向けた各種啓発活動の推進
 - ・ 交通事故ゼロを目指すために、関係法令の遵守、輸送の安全確立を図るとともに、事故防止に向けた各種啓発活動等の推進のほか、運転者適性診断、運転記録証明書に対する助成を行う。
 - ・ 「トラック運送事業における総合安全プラン2030」を策定し、事業用トラックを第一当事者とする交通事故件数削減を目指し、2030年度までの目標達成に向け上部機関（全日本トラック協会）と連携し事故防止対策を推進するとともに、本年度も事故防止コンクールを実施する。
 - ・ 車輪脱落事故防止対策として、トルクレンチの普及促進図るため、上部機関（全日本トラック協会）と連携し助成を行う。
 - ・ 過労死防止対策事業を推進するとともに陸災防茨城県支部と連携し「交通事故・労災事故防止大会」を開催する。
 - ・ ドライバーの生活習慣病対策並びにメンタルヘルス対策を推進するとともに、セミナー等を通じて、SAS対策の普及・強化に努める。
 - ・ 「トラック運送業者のための健康起因事故防止マニュアル」（全ト協作成）等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて健康増進を図るとともに、健康起因事故防止対策を推進する。
 - ・ 初任・適齢ドライバーセミナーの開催
 - ・ 全国健康保険協会(協会けんぽ)茨城支部との「健康づくりの促進に向けた包括的連携協定」に基づき、協会けんぽ茨城支部と連携し、運転手の健康保持や増進促進を図る。
- ③ 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化
 - ・ 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知し、飲酒運転根絶の意識向上を図る。
- ④ ドライブレコーダー等安全対策機器の普及促進及び防犯対策
 - ・ 事故防止と運転管理に寄与するドライブレコーダー等安全機器の助成、飲酒運転撲滅に向けた啓発活動及び車両盗難防止の啓発活動と車両盗難防止装置の助成を行う。

⑤ 各種キャンペーンの推進

- ・ 茨ト協マスコットキャラクター（はこ坊、あゆみちゃん）を活用し、全国交通安全運動及び各種交通安全キャンペーン、「正しい運転・明るい輸送運動」、「年末年始の輸送安全総点検」を推進する。

⑥ 「運輸安全マネジメント」等の普及啓発

- ・ 経営トップから現場まで、安全対策の一層の定着と啓発活動を推進する。

⑦ 交通安全教育訓練の受講促進

- ・ 自動車安全運転センターの協力を得て、ドライバーの安全教育訓練の受講促進と助成を行う。

⑧ 運転者技能競技会の実施

- ・ 安全意識及び運転技能向上を図るため関係機関の協力を得て「運転者技能競技会」を実施する。

⑨ 道路交通法第38条を遵守する取組（ハンドサイン）の推進

- ・ 道路交通法 第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）を遵守する取組を推進するとともに啓発を図る。

（4）トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

（適正化事業運営委員会）

- ・ Gメン調査員による、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集及びトラック・物流Gメンへの報告により、法に基づく「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」等の措置を講じるよう連携強化を図る。

（5）燃料高騰対策等の推進（総務委員会）

令和6年3月に改定された「標準的運賃」に盛り込まれている「燃料サーチャージ」の活用促進を図るため、会員事業者及び荷主に対し、関係行政機関、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、セミナーを開催する等、周知を図る。

（6）人材確保対策の積極的な推進（経営改善委員会・広報委員会）

- ① 若年労働者不足の対策として、高校新卒者やトラガール、高齢者等を活用し人材確保に繋げるとともに関係機関と連携し普及活動に努める。
- ② 将来のトラック業界を担う後継者、幹部を育成するため、全ト協が推進する物流経営

士の認定事業参加や中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学の講座を活用し育成に努めるとともに人材確保セミナーを開催する。

- ③ 青年部会・女性部会活動のため、他協会等との交流、実践に即した研修および社会貢献等を支援する。
- ④ 運転免許、各種技能資格取得等の推進
各種自動車運転免許、フォークリフト、はい作業等の資格取得の推進と助成を行う。
- ⑤ 茨ト協の人材確保を目的とした、業界PR（紹介）動画を作成し、若年者の労働力確保に繋げるため、県内の高等学校、専門学校等に周知する他、ハローワーク、常磐自動車道サービスエリア、運転免許センターのデジタルサイネージを利用するとともにシネアドによる業界PRを図る。
- ⑥ 高校生を対象に、くらしと経済を支えるトラック運送業界のPRを行う「物流出前授業を開催して、若年労働者の確保を図る。
- ⑦ 高校生を対象に、倉庫作業等の運転業務以外事業者に対しインターンシップを推進し、運転者への転換による確保を目的とし、採用促進を図る。
- ⑧ 令和4年10月に開設した、「会員向け無料人材募集サービス 採用ホームページ」の更なる利用促進を図る。
- ⑨ ホームページ未開設事業者について、ホームページ開設費用の一部を助成し、人材確保の促進を図る。
- ⑩ 求人募集に係る費用（新聞折込、インターネット掲載等）の一部について助成する。
- ⑪ 在留外国人（高校生含む）、特定技能制度による外国人ドライバーの受入を推進するため、セミナーを開催するとともに、上部機関（全日本トラック協会）と連携し支援を行う。
- ⑫ 社会的評価の向上にむけ、従業員がカスハラに遭遇した際に適切に対応できるよう、上部機関（全日本トラック）と連携し、カスハラ対策を講じる。

(7) 高速道路通行料金の値上げ阻止・割引拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現（総務委員会）

高速道路利用により、輸送時間の短縮、定時性の確保、労務負担の軽減が図られることから、利用促進に繋がる物流業界向けの料金体系の構築と大口・多頻度割引50%枠の堅持・恒久化及び更なる割引の拡充と値上げ阻止に対し、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、関係機関に対し要望を実施する。

(8) 茨城県トラック総合会館の活用の促進（総務委員会）

総合会館の活用を念頭に、研修を計画的に開催するとともに、人材育成と社会的地位の向上を図る。

【重点施策】

(1) 自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化・軽減の実現 （総務委員会）

自動車関係諸税については、取得段階、保有段階、走行段階において多くの税金が課せられていることから、自動車関係諸税の簡素化及び負担軽減に向けて、上部団体及び自動車関係3団体と連携を図り、政府等に対する要望活動を展開する。

(2) 環境・GX対策及びSDGs対策の推進（交通環境対策委員会）

① 「環境ビジョン2030」の推進

- ・ 環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえた、環境啓発活動を推進する。

② SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- ・ 「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつSDGs達成に向けた取り組みを上部機関（全日本トラック協会）と連携し推進する。

③ エコドライブの徹底とEMS機器等の導入と普及促進

- ・ 燃料消費量の削減効果が高いEMS機器等の導入促進を図るとともにエコドライブの徹底に向けた省エネ運転講習会の開催とグリーン経営及びISO14001の取得の推進と助成を行う。
- ・ アイドリングストップの啓発、エアヒーター、バッテリー式冷房装置等の導入の促進と助成を行う。

④ GXの実現に向けた環境対応車の普及促進

- ・ 2050年カーボンニュートラルを見据えたGXの実現に向け、環境対応車である天然ガストラック、ハイブリットトラック及び電気及び燃料電池トラックの導入促進と助成を行う。

(3) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底（適正化事業運営委員会）

- ① 事業者・運行管理者等の法令遵守の徹底、輸送秩序確立等について指導、啓発の推進
- ・ 総合評価がE及びDなどの事業者に重点化して巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を

図る。

- ・ 法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- ・ 事業者や運行管理者等に対する法令遵守の広報啓発活動と管理者向け講習会を開催するとともに、適正化指導員による個別出張相談を実施することによる推進を図る。
- ・ 巡回指導を通じ、トラック適正化二法、改正物流関連二法及び取適法の周知を図るとともに、各種法令遵守の徹底を図る。
- ・ 行政と連携し、悪質性の高い違反者に対する新通報制度の活用や新規事業者、小規模事業者等に対する効果的・効率的な巡回指導を推進する。
- ・ 行政と連携し、スピードリミッター等自動車不正改造防止の啓発事業への取り組みを行う。
- ・ 営業類似行為に対する情報の収集活動、指導及び啓発活動を実施する。

② 社会保険等の未加入事業者に対する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

- ・ 行政と連携し、社会保険制度等への加入を指導するとともに、巡回指導等を通じ指導を行う。

③ 初任運転者教育のeラーニングの利用促進

- ・ 法定（座学 12 時間）の初任運転者教育について、遠隔地の事業者や、受講日等を事業者の都合に合わせた受講が可能となる e ラーニングの利用を促進する。

④ 適正化指導員の資質向上

- ・ 全国研修、地方ブロック研修により、実践的な調査技術や専門的知識の習得、指導能力の向上を図り公平化・均一化を推進する。

（4）大規模災害時における緊急輸送体制の確立（総務委員会）

- ・ 茨城県の物資輸送中枢機関を担う当協会にとって、大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の構築は必須であることから、上部機関（全日本トラック協会）と連携を図り、物流専門家の育成を推進する。
- ・ B C P（事業継続計画）の策定及び防災マネジメントの普及拡大を図る。

（5）安全性優良事業（G マーク制度）の積極的な推進

（適正化事業運営委員会・広報委員会）

- ### ① 「貨物運送自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）」について、引き続き関

係行政機関と連携し、円滑な推進を図る。

- ② Gマーク制度の取得率を全国平均（34.4％）を目標に、普及促進のため、巡回指導を通じて普及啓発を図るとともに、Gマークラッピングトラック等による広報啓発活動の展開、荷主等に対するマークの安全優位性についての周知に努める。
- ③ Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

（6）働きやすい職場認証制度への積極的な推進（経営改善委員会）

令和2年度より実施された働きやすい職場認証制度取得の推進を図るため、セミナーを開催するとともに、取得事業者に対する助成を行う。

（7）デジタル環境整備の促進（総務委員会・経営改善委員会）

中小トラック事業者における業務効率化・生産性向上のための物流DXの取組みを促進するため、開設している「デジタル化相談窓口」の活用を促進するとともに、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、周知・普及促進を図る。

【その他】

（1）茨城県持続可能なトラック物流構築のための研究会の設置（継続）

- ① 令和7年度に引き続き、茨城県産業戦略部中小企業課と連携し、「2024年問題」を契機とした、県内のトラック運送事業者の今後の継続的かつ安定的な経営や経営体制の強化を図り、県内の物流体制の強化につなげることを目的として研究会を設置する。

（2）経営基盤強化対策事業（経営改善委員会）

① 経営基盤強化対策の推進

- ・ 経営基盤強化に資するために経営者・管理者向け各種セミナーを開催する。
- ・ 原価意識を持った経営に繋がる全ト協の経営分析事業及び個別企業に対する経営診断事業の普及を促進する。
- ・ 「ISO9001」・「ISO39001」認証取得の推進と助成を行う。

② 近代化基金融資事業及び利子補給の実施

- ・ 物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害時資金面での支援等、近代化基金融資事業の推進と利子補給を実施する。

③ 信用保証協会保証料助成事業

- ・ 安定経営のため信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

④ 輸送情報ネットワークシステム「WebKIT」の普及促進及び効率化の推進。

- ・ 全ト協の推進する日貨協連による輸送効率向上と IT 化を促進するため中小トラック運送事業者及び事業協同組合による輸送情報ネットワークシステム「WebKIT」事業の推進と加入を促進する。

⑤ 顧問弁護士による相談体制維持

- ・ 会員の労働問題、事故問題等解決のために顧問弁護士による相談を推進する。

(3) 各種輸送サービス向上対策のための広報事業（広報委員会）

① トラック運送事業への理解促進に向けた各種広報媒体を活用したPR対策

- ・ 「白トラ」に係る取締りに関する荷主への周知や、適正運賃収受、適正取引推進、安全性優良事業（G マーク制度）の普及促進、引越輸送繁忙期対策などを、利用者向けに各種メディアを活用したPR活動を実施する。

(4) 社会的地位の向上推進事業

① 「トラックの日」PR事業の推進（広報委員会）

- ・ 10月9日の「トラックの日」のPRと清掃活動などPR事業を実施するとともに地方紙、ラジオ放送、ホームページ等各種メディアを活用した広報活動を実施する。

② 荷主企業・消費者向けセミナーの開催（総務委員会・広報委員会）

- ・ 全ト協と連携し、荷主企業と会員の相互理解を図り、適正取引推進を図ることを目的とし、一般消費者に対しトラック業界の現状を周知するための「荷主セミナー」を開催する。

③ 各支部における福利厚生事業に対する助成（総務委員会）

- ・ ソフトボール大会及びボーリング大会に対する助成を行う。

④ ホームページの活用推進と情報誌「茨城トラック情報」の充実（総務委員会）

- ・ 企業のPR効果のあるホームページの活用と協会ホームページの充実と情報発信・トラック運送業界および関係行政機関等の動向、会員の事業経営に役立つ情報を提供する協会機関誌「茨城トラック情報」を発行する。

(5) 各種部会運営の支援（総務委員会）

① 引越事業者優良認定制度及び消費者サービス向上の推進

- ・ 引越事業者優良認定制度の消費者に対する周知と取得を促進する。
- ・ 引越事業者の法令遵守の周知徹底と引越に関する啓発物等を通じ輸送秩序の確立とサービス向上を推進する。
- ・ 引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）を開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。

② 国際海陸一貫輸送コンテナ輸送の安全確保等

- ・ 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び改正道路法の周知と法令遵守を図るために海上コンテナ輸送に関する研修会を開催する。
- ・ 京浜港混雑緩和、常陸那珂港の活性化等について行政との意見交換会の開催と部会員相互の交流を図る。

③ 特殊車両の事故防止対策

- ・ 改正道路法の違反取締り強化に伴う適正通行のための研修会、重量物輸送に伴う事故防止研修会の開催及び法令遵守、事故防止意識の向上を図りながら隣接県を含めた部会員相互の交流を図る。

(6) 各種常設委員会の活性化（総務委員会）

- ・ 貨物自動車運送事業法の改正や、改正改善基準告示施行に伴う対策の推進が喫緊の課題である現状を踏まえ、各種常設委員会の役割が重要になることから、更なる活性化を図る。

(7) 事務局組織の活性化（総務委員会）

- ・ トラック運送業界の発展に資する人材確保と職員の育成を図り、適正配置により事務局組織の活性化を図る。
- ・ ICT等（グループウェア）の活用による、更なる事務効率化を図る。

(8) 協会会員の新規加入促進（総務委員会）

- ・ 新規加入の促進を図り、組織強化と社会的地位の向上を図る。

(9) 組織のあり方について（総務委員会）

- ・ 支部会員数格差による支部事業運営に関する均一化及び、会員事業者へのサービスの向上を推進するため、支部体制及び、事務局組織体制も含め検討する。

(10) 新公益法人制度の対応（総務委員会）

- ・ 一般社団から真の公益法人への移行を目指し、関東の各都県トラック協会と連携を図り適切に対処するとともに、組織のあり方について検討する。

(11) 庶務関係事項（総務委員会）

① 開催会議等

- ・ 定時総会（6月）
- ・ 理事会（原則6月、9月、1月、3月の4回）
- ・ 総務委員会（原則6月、9月、12月、3月の4回）
- ・ 正副会長会（必要により随時）
- ・ 各常設委員会（原則6月、10月、2月の3回）
- ・ 各部会（必要により随時）
- ・ 協会長表彰（1月）
- ・ 賀詞交歓会（1月）

② 関東トラック協会事業者大会への対応

- ・ 令和8年9月10日（木）
場所：水戸プラザホテル